

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 198 号（諮問第 229 号）

件名：苦情申出書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 6 月 22 日

2 原処分

令和 4 年 8 月 5 日（一部開示決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 8 月 29 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 10 月 18 日

5 審議会の結論

公安委員会が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書及び審査請求人に対する調査結果において、「私が苦情を申し出た内容はこれだけではなく、他にもある。そのため、他の苦情申出をした内容に関する記録が他にあるはずである（決裁文書にはもっと他にも記録があるはずである）。つまり、文書の特定に誤りがある。」「不開示部分については争っていない」旨主張していることから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定

に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求のあった保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲げるとおり記載されている。

本件開示請求に対して、実施機関は、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

実施機関によれば、本件開示請求の対象となる保有個人情報について、審査請求人が公安委員会宛てに送付した特定年月日 G 付けの「苦情申立書」と題する文書に係る決裁文書（文書番号令和 3 年愛公〇）1 通、審査請求人が公安委員会宛てに送付した特定年月日 H、特定年月日 I 及び特定年月日 J 付けの「ご連絡」と題する文書に係る決裁文書（文書番号令和 3 年愛公〇、令和 3 年愛公発〇及び令和 3 年愛公〇）3 通及び公安委員会が審査請求人に対して送付した特定年月日 K 付け苦情処理結果通知書の決裁に係る文書（文書番号令和 3 年愛公〇）1 通を特定したとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人が公安委員会宛てに送付した別記 1 の 1 にある日付が記載された文書及びそれらを公安委員会が受理した際に公安委員会で作成された文書、また、別記 1 の 3 に記載の日付の苦情処理結果通知書及びそれに係る決裁文書であることが認められる。

これらのことからすれば、本件保有個人情報は請求内容に合致しており、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

なお、審査請求人は、開示請求の際、代理人弁護士からの相談の記録は代理人弁護士が開示請求をする必要があると説明を受けたとのことであるが、一般に代理人弁護士からの相談の記録であっても、本人の情報が含まれている場合は本人に関する保有個人情報として本人が開示請求を行うことができるものである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

1. 私が愛知県公安委員会宛てに郵送した特定年月日 G 付け苦情申出書並びに特定年月日 H、特定年月日 I 及び特定年月日 J 付けのご連絡と題する文書とそれらに関して愛知県公安委員会で作成された文書
3. 私が受領した特定年月日 K 付け苦情処理結果通知書に関する決裁文書
(いずれも、請求日現在、愛知県公安委員会にて保管するもの)

別記 2

- 決裁文書 (文書番号令和 3 年愛公〇、件名公安委員会宛文書の収受)
- 決裁文書 (文書番号令和 3 年愛公〇、件名苦情等の調査結果報告及び通知書の発出について)